

第2期

上郡町放課後プラン事業行動計画

令和2年3月

上郡町

《 目 次 》

I. はじめに	2
1. 計画策定の趣旨、背景	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
II. 学童クラブおよび放課後子ども教室の状況	3
1. 学童クラブの状況	
2. 放課後子ども教室の状況	
III. 具体的方策、目標等	5
1. 学童クラブの年度ごとの量の見込みおよび目標整備量	
2. 学童クラブおよび放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量	
3. 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画	
4. 学童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策	
5. 小学校の余裕教室等の学童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	
6. 学童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	
7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	
8. 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組	
9. 学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	
10. 学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	
IV. 体制と役割等	7

上郡町放課後プラン事業行動計画

I. はじめに

1. 計画策定の趣旨、背景

本町では、留守家庭児童の保護や次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象とし、学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）に一体的に取り組むため、平成27年度に「上郡町放課後プラン事業行動計画」を策定し、計画的な放課後児童対策を実施しています。

一方、女性就業率の上昇に伴う留守家庭児童の増加や、働き方の多様化により、児童・保護者のニーズに変化が生じており、放課後の居場所の「量の確保」に加え、「質の向上」も求められるようになりました。

これらの状況を踏まえ、国は「放課後児童クラブの待機児童解消に向けた受け皿の整備」、「全小中学校区での一体型・連携型事業の実施」、「学校施設の徹底活用」、「放課後児童クラブの役割の徹底」等を目標に、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」の策定を行いました。

本町においても、「新・放課後子ども総合プラン」および「町の子育て支援に係る行動計画（第2期上郡町子ども・子育て支援事業計画）」との整合性に配慮しながら、社会情勢や町民のニーズに合わせて計画の見直しを行うとともに、今後の取り組みの指針とするため、「第2期上郡町放課後プラン事業行動計画」の策定を行います。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを進めるため、「町の子育て支援に係る行動計画（第2期上郡町子ども・子育て支援事業計画）」にもとづき策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢に大きな変化がある場合などには、必要に応じて見直しを行うものとします。

Ⅱ. 学童クラブおよび放課後子ども教室の状況

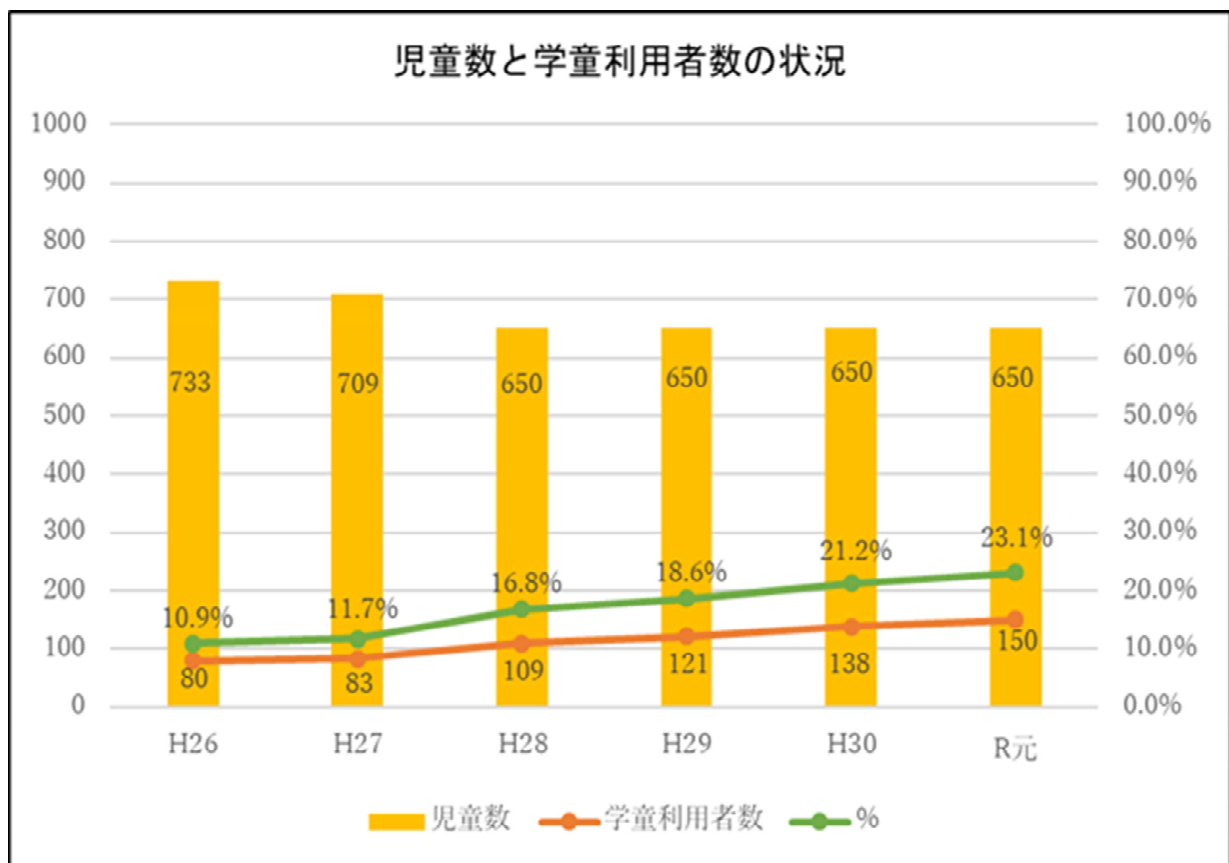
1. 学童クラブの状況

現在、町内3小学校区すべてにおいて、学童クラブを実施しています。

下の図からも分かる通り、平成26年度と令和元年度を比較すると、町内の小学校の児童数は約18%減少していますが、児童に対する学童クラブの利用者割合は、平成26年度の10.9%から令和元年度には25.0%となり、学童クラブの利用者数は児童数の減少とは反対に上昇しています。

この上昇については、保護者の就労によるものだけでなく、児童が安心・安全に放課後を過ごせる居場所の必要性が増加したことや、平成27年度から全学年を対象として事業を行ったことに加え、学童クラブの内容が認知されてきていることを示しています。

ただし、当初の見込みに比べ実際の利用者数が多くなっているため、引き続き待機児童を出さないよう注意していく必要があるとともに、学童クラブを適正に運営するため、担い手となる支援員等の人材について、安定的に確保する必要があります。



2. 放課後子ども教室の状況

(1) 現在、町内3小学校区すべてにおいて、放課後子ども教室を実施しています。

○上郡小学校 (月・木：15時00分～16時30分)

○山野里小学校

- ・山野里会場 (木・金：15時00分～16時30分)

- ・船坂会場 (木：15時20分～16時10分、金：15時20分～16時30分)

- ・梨ヶ原会場 (金：15時25分～16時15分)

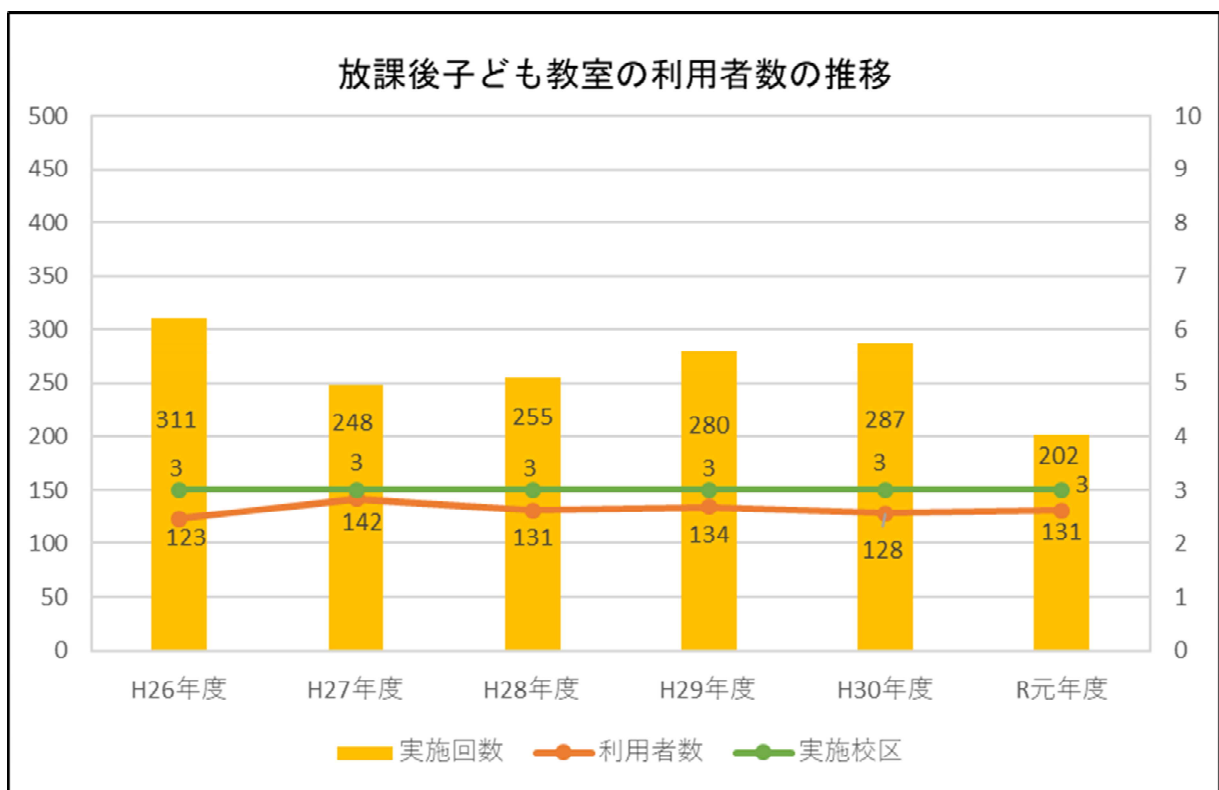
○高田小学校 (火：15時00分～16時00分、木：15時00分～16時30分)

※令和元年度、「船坂会場 木曜日」と「梨ヶ原会場」は希望者がなかったため休会。

※学校行事などの理由により、開催時間は変更になる場合あり。

(2) 令和元年度の放課後子ども教室の利用者数は、下表のとおりです。

なお、放課後子ども教室を適正に運営するため、担い手となるコーディネーターやサポーター等の人材について、安定的に確保する必要があります。



Ⅲ. 具体的方策、目標等

1. 学童クラブの年度ごとの量の見込みおよび目標整備量

現在、町内3小学校区すべてにおいて、学童クラブを実施しています。

なお、年度ごとに達成されるべき目標整備量は下表のとおりです。

区分		元年度 実績	実施時期					
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
低 学 年 時	①利用者数の見込み(人)	150	157	151	138	136	124	
	②確保の内容	定員(人)		157	151	138	136	124
		実施クラブ数		3	3	3	3	3
	人差(② - ①)			0	0	0	0	0

※2年度以降の数値は推計値

各学童クラブの単位学級定員については、ガイドラインで定められている児童1人あたり1.65㎡を確保するため、現在の40人以下が適当であると考えます。

なお、入会希望者が40人を超える場合は、2学級体制とします。

2. 学童クラブおよび放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

現在、「小学校の教室を利用している」または「校地内施設で実施している」学童クラブは、3クラブのうち2クラブとなっています。

このため、小学校の教室を利用して学童クラブを実施している学校（校地内施設で実施している学童クラブを含む）を「一体型」、学校以外で学童クラブを実施している学校を「連携型」として、引き続き現在の体制を維持します。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一体型	2	2	2	2	2
連携型	1	1	1	1	1
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%

3. 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

現在、町内3小学校区すべてにおいて、放課後子ども教室を実施しています。

なお、引き続き現在の体制を維持します。

4. 学童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

連携をさらに発展させるため、一体的な活動プログラム等について、上郡町地域学校協働本部で協議を行います。

また、協議した活動プログラム等を実施する際には、児童の安全面に十分配慮した人員配置や、プログラム内容になるよう努めます。

5. 小学校の余裕教室等の学童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、町内の学童クラブおよび放課後子ども教室の実施場所は下表のとおりです。

なお、引き続き現在の体制を維持します。

●令和元年度の学童クラブ及び放課後子ども教室実施場所

令和2年2月現在

開催場所	学童クラブ			放課後子ども教室		
	上郡	山野里	高田	上郡	山野里 (山野里) (船坂) (梨ヶ原)	高田
小学校余裕教室			○	○		
小学校敷地内施設		○			○	
隣接社会教育施設						○
その他社会教育施設	○				○	

6. 学童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町では、学童クラブおよび放課後子ども教室の事務局は教育委員会になりますが、子ども・子育て会議や各種運営委員会・協議会などに、福祉部局と教育委員会の両方から構成員を募り、さらなる連携の強化を図ります。

7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がいのある児童、虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童など、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、当該児童の状況を学校、学童クラブ、放課後子ども教室等の関係機関と連携を取り、適切に対応するよう努めます。

8. 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在、すべての学童クラブにおいて、午後6時までの開所時間で実施しています。

なお、引き続き現在の体制を維持しますが、今後、利用者から強い要望等があれば、時間延長についても検討を行います。

9. 学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの自主性を尊重し、主体的に活動できるよう配慮するとともに、安全を心掛けながら思う存分遊び、また、遊びが学びに発展するような環境づくりを行います。

さらに、子どもの異年齢活動を推進するほか、地域活動の中に子どもが加わることで世代間交流が生まれ、地域住民とのつながりにより、社会性の習得ができるよう努めます。

10. 学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

広報誌やホームページへの掲載、子ども・子育て会議での報告や情報交換など、様々な方法で学童クラブの育成支援の内容について周知を行います。

IV. 体制と役割等

上郡町地域学校協働本部で、福祉部局と教育委員会の情報共有、小学校の余裕教室等の活用、活動プログラムの充実、安全管理、ボランティア等の人材確保、広報活動、事業の検証や評価等を行います。

また、総合教育会議でも、放課後児童対策の在り方について協議を行い、学校施設の積極的な活用や活動内容等について検討します。